

令和元年7月31日

一般社団法人高知県建設業協会  
専務理事 事務局長 殿

高知労働局労働基準部健康安全課長

### 土木工事業における労働災害防止に係る緊急の取組みについて（依頼）

労働災害防止対策の推進につきましては、平素から格段の御尽力をいただいているところであります。

さて、すでにご承知のことと存じますが、県内においては死亡労働災害が続発していることから、6月1日から8月31日までを死亡労働災害防止キャンペーンとして緊急労働災害防止対策を実施しているところです。

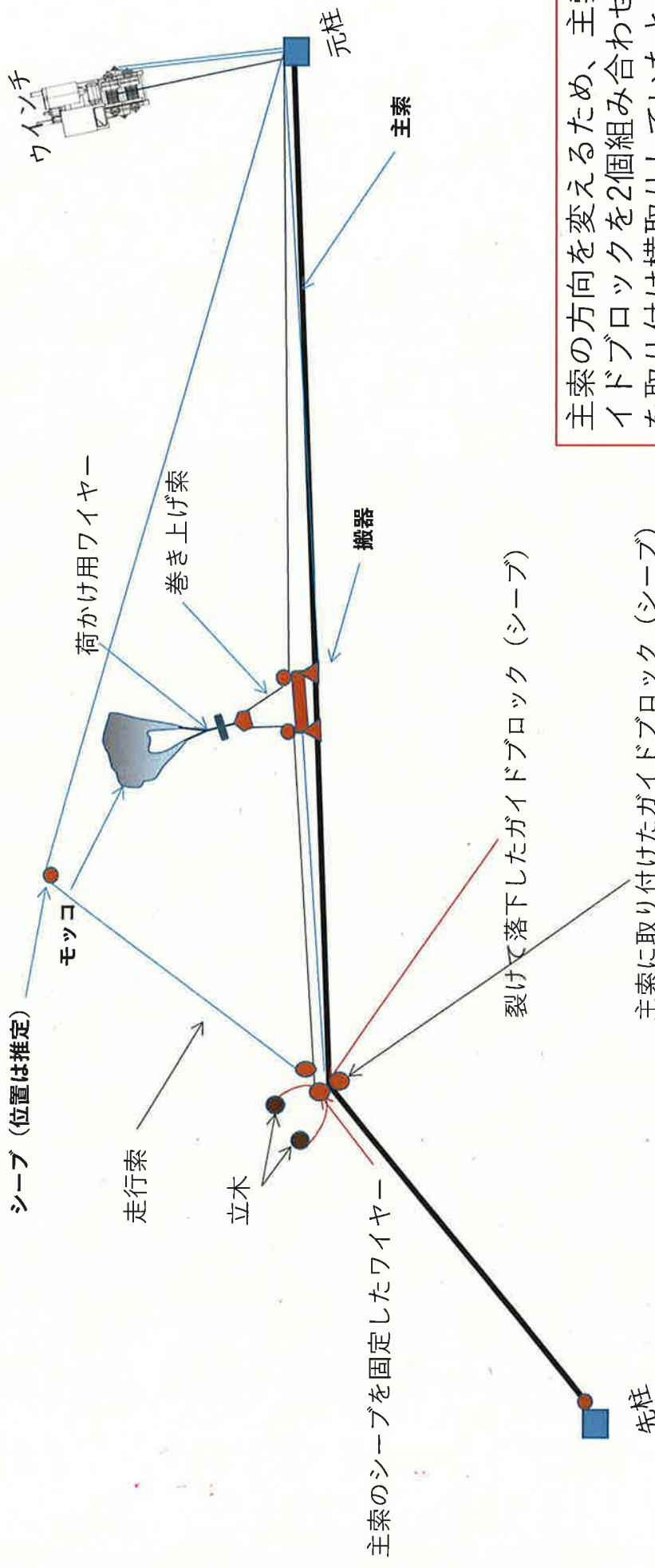
しかしながら残念なことに、7月12日に宿毛市の砂防ダム工事現場においてケーブルクレーンの解体作業中、搬器が脱落し下方で作業していた労働者を直撃するという死亡災害が発生しました。ケーブルクレーンによる死亡労働災害は本年2件目となります。

7月21日には災害復旧工事の調査を行っていた労働者が、増水し越流していた道を渡ろうとして流され行方不明となり、7月23日にはドラグショベルで運搬していたカーブミラーの支柱が落下し、近くで作業していた労働者の頭部を直撃し一時意識不明になるという重篤な災害が発生しています。

また、令和元年6月末の労働災害発生状況では、土木工事業の休業4日以上の労働災害は34件と昨年同時期と比較しますと11件48%も増加しています。

つきましては、貴団体におかれましても、土木工事業を中心に、死亡労働災害防止キャンペーンにおける重点事項の実施及び大雨時における安全対策の徹底等につきまして、傘下組織及び傘下会員事業場に対して指導いただきますよう、格段の御配慮をお願いいたします。

## 建設業重大災害事例（平成31年2月）



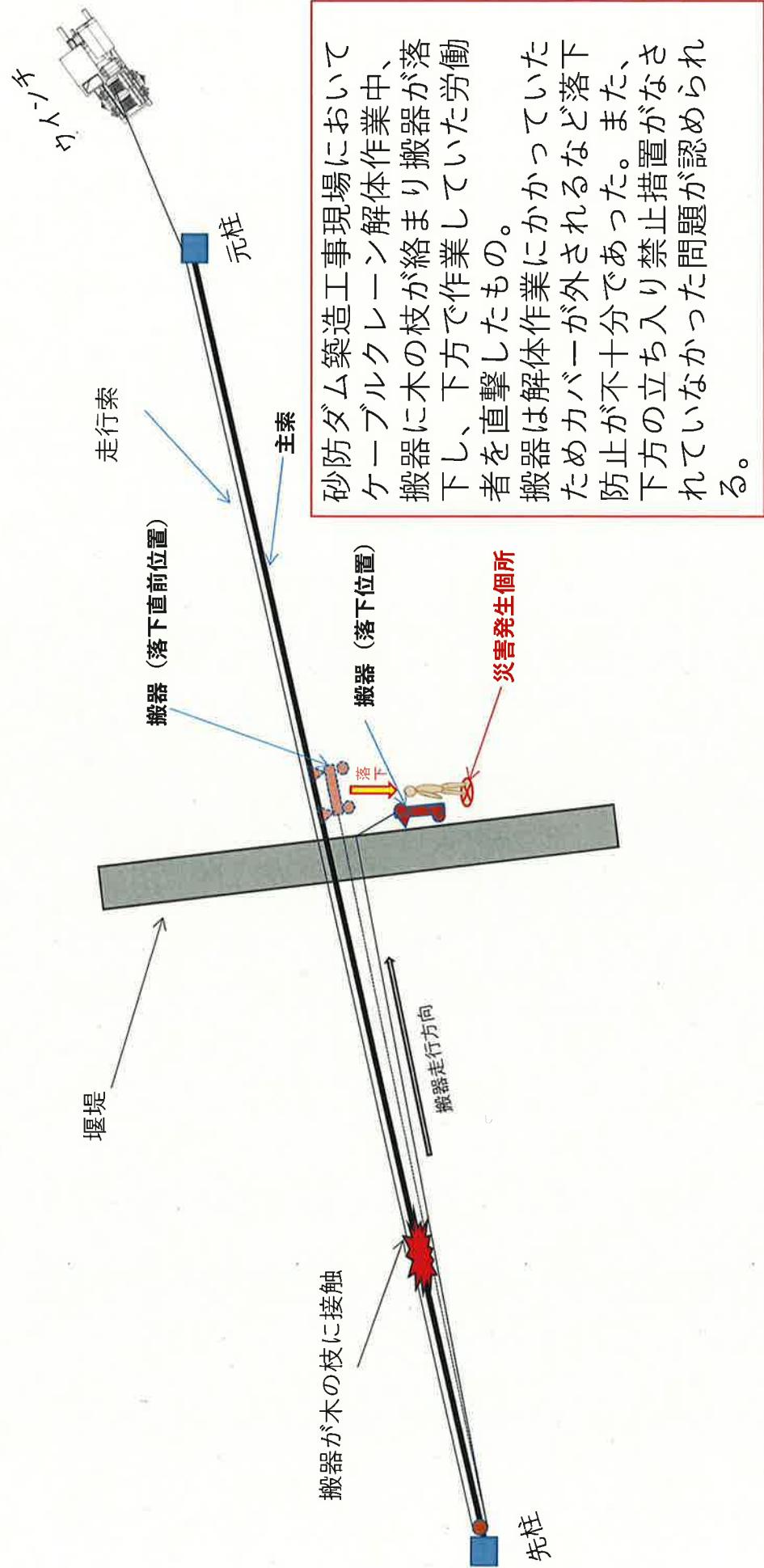
主索の方向を変えるため、主索にガイドブロックを2個組み合わせたものを取り付け横取りしていたところ、ガイドブロックが避けたために主索が荷とともに落下し、その衝撃によりウインチが前方に引つ張られて落下、運転者が投げ出されたもの

主索に取り付けたガイドブロック（シープ）

先柱

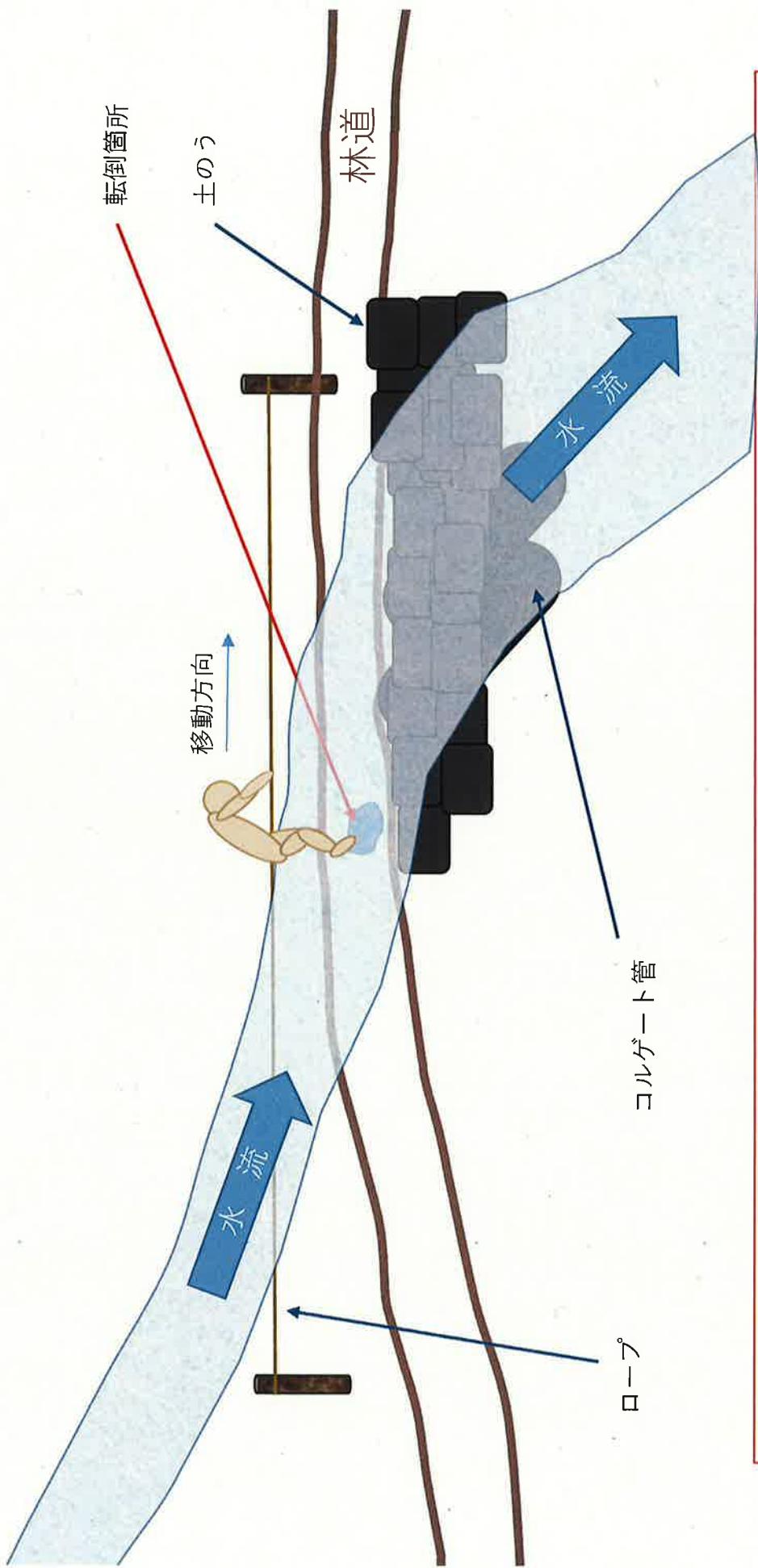


## 建設業重大災害事例速報版（令和元年7月）





## 建設業重大災害事例再現図（令和元年7月）



災害復旧地質調査工事現場からの帰路、道路が沢の増水により膝の深さまで越流していたため、ロープを張り渡ろうとしていたところ深みにはまり転倒され行方不明となっているもの。



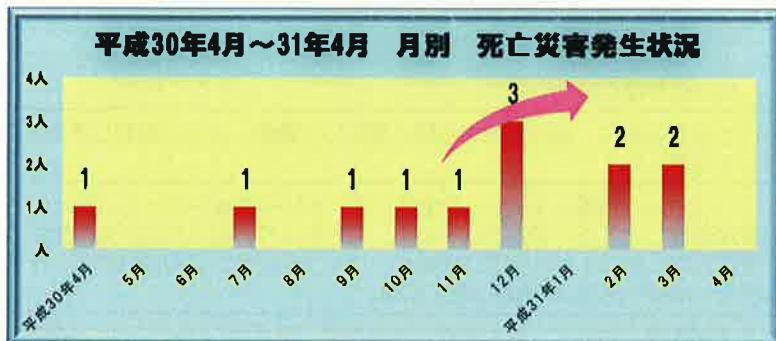
# STOP ! 死亡労働災害

止めていいますか？機械掃除や修理の時

使っていますか？安全装置

## 死亡労働災害防止キャンペーン実施中

一令和元年6月1日から8月31日まで—



災害ゼロ オーッ！



高知県内では、昨年末から死亡労働災害が増加傾向にあり、昨年11月から今年4月までの半年間で8人の方が労働災害でお亡くなりになられています。

これら死亡労働災害は、機械の運転を停止せず修理等を行い巻き込まれたもの、移動式クレーンなどの建設機械の安全装置を使用していなかったものなど、労働災害防止のための基本的措置が行われていないことを原因として発生しています。

このため、高知労働局・県内各労働基準監督署では、これ以上の死亡労働災害の発生を防止するため下記事項を重点とし、周知指導を行う緊急労働災害防止対策を実施することとしています。

### 重点事項

掃除・修理等を行う際  
の機械運転停止徹底

安全装置・安全カバー  
の点検と使用の徹底

墜落制止用器具・チェン  
ソー保護衣等の安全装備  
の着用徹底

交通労働災害防止のた  
めのガイドライン順守

交通労働災害

検索

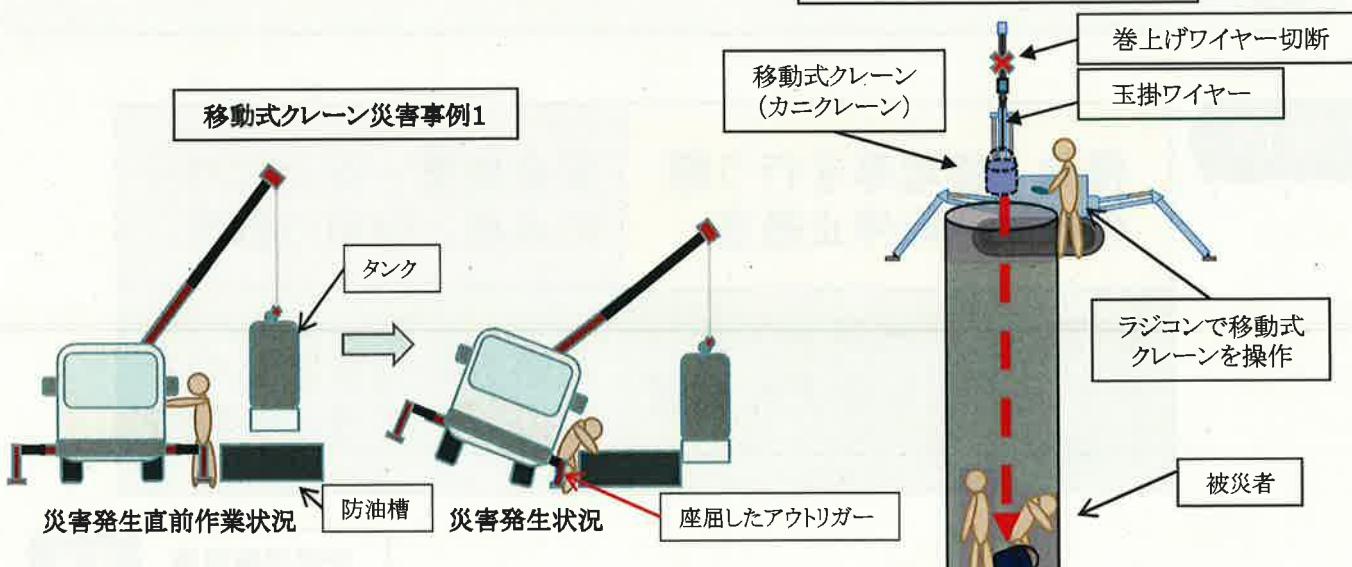


高知労働局・労働基準監督署

# 死亡災害事例

番号	発生年月	業種	災害のあらまし
	30.11	建設業	重油タンク交換工事現場において、移動式クレーン（トラック積載型、つり上げ荷重2.8トン）でタンクをつり上げたところ、アウトリガーが座屈したためにトラックが傾き、移動式クレーンを操作していた被災者がトラックとコンクリート製の防油槽の間に挟まれ死亡した。移動式クレーンの過負荷防止装置は使用されていなかった。 なお被災者は建設業の一人親方であったために労働災害には計上していない。 (下記移動式クレーン災害事例1参照)
1	30.11	建設業	電柱の撤去工事現場において、撤去した電柱を貨物自動車まで運搬する作業中、田の畦で動かなくなったり電柱を手工具を用いて作業を行っていた際に被災者がバランスを失って60センチメートル下の水路に転落、その上に、運搬していた電柱が落ちてきて下敷きとなり死亡した。
2	30.12	製造業	林道建設現場において、アジテータ・トラック（ミキサー車）を用いて生コンクリートを排出しようとしたところ、排出ができなかったことからミキサー部分のステップに上がったところ、車両が動き出して道路脇の法面に乗り上げ横転、その際、被災者は、横転した車両の下敷きとなり死亡した。
3	30.12	製造業	生コンクリート製造工場において、排水処理用スクリューコンベヤーの清掃作業中、機械の運転を停止をしていなかったために、動き出したスクリューコンベヤーに巻き込まれ死亡した。
4	30.12	運輸業	自動車専用道路の直線部分において、被災者が運転する2トントラックがセンターラインを越えて右側反対車線へはみ出し対向車と接触。その後、道路左側のガードレールを突き破って約5メートル下の山林に転落し、胸などを強く打って死亡した。
5	31.2	運輸業	ダンプトラックで土砂を運搬中、道路左側の標識に衝突して横転。さらに横転したまま20メートル先の電柱に衝突して停車した。
6	31.2	建設業	ケーブルクレーン（つり上げ荷重1.4トン）を使用して、土砂の運搬を行っていたところ、主索を横引きしていた滑車が破損したため、主索が落下した。これにより、巻上索及び横行索が引っ張られたことでワインチを控えていたワイヤロープが破断し、ワインチが前方に飛ばされた。その際、ワインチの運転者が5.8メートル下の河川に墜落し死亡した。
7	31.3	建設業	通信塔を建設する工事現場において、塔の基礎となる立坑（深さ約6.3メートル、直径1.43メートル）を掘削中、土砂を容器に入れて移動式クレーン（つり上げ荷重2.37トン、カニクレーン）を用いて吊り上げていたところ、巻上用ワイヤロープが切断して吊り荷とフックが落下。立坑の底部で作業をしていた被災者を直撃死亡した。 この移動式クレーンの巻上警報装置は、使用されていませんでした。 (下記移動式クレーン災害事例2参照)
8	31.3	製造業	木材工場において、原本の皮剥ぎ機（リングバーカ）の修理のため抑えローラー下部に体の一部を進入させたところ、機械の運転を停止していなかったために、同ローラーが下降ってきて挟まれ死亡した。

## 移動式クレーン災害事例2



# STOP ! 热中症

令和元年5月～9月

## クールワークキャンペーン

### — 热中症予防対策の徹底を図る —

昨年（平成30年）、高知県では職場における熱中症で病院を受診した人は、83人となり、そのうち、4日以上仕事を休む人は、5人にのぼりました。高知労働局では、「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

- 実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

#### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/> <b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>作業計画の策定など</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>服装などの検討</b>	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立</b>	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。	
<input type="checkbox"/> <b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

5月以降に開始する建設工事現場等においても、作業を開始するまでに、上記の準備期間の実施事項について取り組みましょう！



高知労働局・各労働基準監督署

(2019.5)

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

### □ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	 暑さ指数が高くなる時間帯には、冷房機や扇風機などの設備を活用して涼しい環境を作りましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫</b> をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようになります。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP  
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

#### □ 異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか

- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。



# 令和元年 死亡災害発生状況

(令和元年7月17日現在)



高知労働局

業種別発生状況（死者数累計及び前年同期比較）

	製造業	鉱業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和元年	1	0	3	1	0	1	0	0	6
平成30年	0	0	2	0	0	0	0	0	2
増減	1	0	1	1	0	1	0	0	4

番号	署別	発生日 (時刻)	業種	年齢 (性別)	事故の型 (起因物)	災害のあらまし
1	高知	31.2.1 (11:00)	運輸交通業 (道路貨物 運送業)	49歳 女	交通事故 (トラック)	ダンプトラックで土砂を運搬中、道路左側の標識に衝突して横転。さらに横転したまま20メートル先の電柱に衝突した。
2	須崎	31.2.6 (8:10)	建設業 (土木工事業)	72歳 男	墜落・転落 (クレーン)	ケーブルクレーン(つり上げ荷重1.4トン)を使用して、土砂の運搬を行っていたところ、主索を横引きしていた滑車が破損し、主索が落下した。これにより、巻上索及び横行索が引っ張られたため、ワインチを控えていたワイヤロープが破断してワインチが前方に飛ばされた。その際、ワインチの運転席にいた被災者が5.8メートル下の河川に墜落した。
3	須崎	31.3.1 (13:10)	建設業 (建築工事業)	36歳 男	飛来、落下 (移動式 クレーン)	通信用の鉄塔を建設する工事において、基礎となる立坑(深さ約6.3メートル、直径1.43メートル)を掘削中、移動式クレーン(つり上げ荷重2.37トン)を用いて、立坑内部の土砂を入れた容器を巻き上げていたところ、巻上用ワイヤロープが切断して吊り荷とフックが落下。立坑の底部で作業をしていた被災者を直撃した。
4	須崎	31.3.16 (8:10)	製造業 (木材・木製品 製造業)	46歳 男	はさまれ・ 巻き込まれ (他の木材 加工用機械)	原木の皮剥ぎ機(リングバーカ)の、送材用金属製ベルトコンベヤーの駆動部分のボルトを締めるため、被災者が締め付け作業を行おうとして材の抑えローラー下部に体の一部を進入させたところ、同ローラーが下降てきて挟まれた。
5	須崎	31.4.9 (6:00)	畜産・水産業 (水産業)	56歳 男	おぼれ (他の用具)	2隻の漁船で、海上に魚網を広げる作業を行っていたところ、漁網に繋がれたロープに足が絡まってしまい、魚網とともに漁船より転落しおぼれた。
6	四万十	元.7.12 (10:15)	建設業 (土木工事業)	29歳 男	飛来、落下 (クレーン)	ケーブルクレーン(つり上げ荷重2.9トン)の解体作業中、搬器(重さ約100キログラム)がメインロープから脱落し落下、20メートル下で擁壁のモルタル塗り作業をしていた被災者の頭部を直撃した。

注：調査中のもの等を含む。

令和元年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) [令和元年6月末現在速報]

業種	局署別	高知局(合計)		高知監督署管内		須崎監督署管内		四万十監督署管内		安芸監督署管内											
		元年	30年	増減	元年	30年	増減	元年	30年	増減	元年	30年									
全産業合計	(5)	363	(2)	391	-28	(1)	219	241	-22	(4)	55	(1)	53	2	49	(1)	49	0	40	48	-8
食料品製造業	11	20	-9	9	13	-4	0	3	-3	2	3	-1	0	1	-1	0	1	1	3	1	2
繊維工業、衣服その他の紡織製品製造業	3	2	1	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	1	2
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	(1)	8	9	-1	4	5	-1	(1)	3	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	-1
パルプ、紙、紙製品製造業	2	5	-3	1	3	-2	1	2	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セメント・土石製造業	6	6	0	4	2	2	1	1	1	0	1	-1	1	0	1	0	2	-2	0	2	-2
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	12	9	3	6	9	-3	1	0	1	1	0	1	0	1	4	0	4	0	4	0	4
一般機械器具製造業	9	5	4	8	5	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業	7	7	0	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
造船業	6	5	1	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の製造業	12	4	8	12	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	(1)	70	67	3	51	46	5	(1)	8	9	-1	4	6	6	-2	2	-2	0	0	0	0
鉱業	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
土木工事業	(1)	34	(1)	23	11	13	10	(1)	8	(1)	6	2	8	3	5	5	5	4	1	4	1
建築工事業	25	(1)	36	-11	13	22	-9	6	5	1	2	(1)	5	-3	4	4	0	0	0	0	0
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	5	8	-3	2	5	-3	1	1	0	0	1	-1	2	1	1	1	1	1	0	1	1
木造家屋建築工事業	9	8	1	3	4	-1	3	2	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の建築工事業	11	(1)	20	-9	8	13	-5	2	2	0	0	(1)	2	-2	1	3	-2	1	3	1	1
その他の建設業	(1)	9	10	-1	3	2	1	(1)	4	3	1	0	4	-4	2	1	1	1	1	1	1
小計	(2)	68	(2)	69	-1	29	34	-5	(2)	18	(1)	14	4	10	(1)	12	-2	11	9	2	2
運輸交通業	(1)	32	43	-11	(1)	28	38	-10	3	5	-2	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
道路貨物運送業	(1)	28	33	-5	(1)	24	29	-5	3	4	-1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
陸上貨物取扱業	2	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	-1	1	1	1	1
港湾運送業	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	(1)	35	44	-9	(1)	30	38	-8	4	5	-1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0
木材伐出業	24	36	-12	9	12	-3	5	5	0	7	15	-8	3	4	-1	1	1	1	0	1	1
その他の林業	4	3	1	1	0	1	0	1	0	1	1	2	-1	1	0	1	1	0	1	1	1
小計	28	39	-11	10	13	-3	6	5	1	8	17	-9	4	4	0	4	0	4	0	4	0
水産業	(1)	9	8	1	0	2	-2	(1)	1	0	1	6	1	5	2	3	2	3	-1	3	-1
商業	46	44	2	29	0	7	6	1	5	2	3	5	2	3	5	7	-2	3	2	3	-1
金融広告業	1	2	-1	1	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	40	46	-6	25	25	0	3	8	-5	8	5	3	4	8	4	8	-4	8	4	8	-4
接客娯楽業	19	24	-5	15	18	-3	0	1	-1	1	1	0	3	4	-1	4	-1	4	4	4	-1
清掃業・と畜業	10	16	-6	8	12	-4	1	3	-2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「ビルメンテナンス業」	3	10	-7	2	6	-4	0	3	-3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の事業	26	26	0	15	20	-5	6	1	5	4	1	3	1	4	1	4	-3	4	1	4	-3
小計	142	158	-16	93	105	-12	17	19	-2	19	11	8	13	23	-10	23	-10	23	23	23	-10
その他	9	6	3	6	3	3	0	1	-1	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0

(注) (1)死傷者数は労働者死傷報告による数で死亡者を含む。  
 (2)( )内の数字は死亡者数で運送にによる。  
 (3)「上記以外の製造業」には、印刷・塑型業、化粧工業、電子工業、ガス・水道業、その他の製造業を計上  
 (4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、官公署、派遣業、情報処理サービス業、研究業、教育、警備業、畜産業を計上  
 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上